# 「入門」の再検討(2)

岩元 修一\*

# A reexamination of the legal proceedings *Irikado* (2)

IWAMOTO Shuichi\*

**論文要旨** 本稿は日本中世の訴訟手続きの一つである「入門」(いりかど)について、関係史料のうち裁許状を取り上げ再検討するものである。

# 3. 裁許状に見える「入門」の再検討(1)

第3章では瀬野精一郎氏の編になる『増訂鎌倉幕府裁許 状集 上 関東裁許状篇』所収252号香取文書(22)を検 討する。この文書を取り上げるのは、これまで管見に及ん だ14世紀の「入門」関連史料のうち、いわゆる裁許状の中 で「入門」手続きを確認できるものがこれのみであること による。裁判関係の手続きである「入門」を再検討するに は、訴人や論人による主張の形で記された史料だけでなく、 それらをふまえて判断を下す側で作成された史料(たとえ ば裁許に関わる文書)に即して検討を加えることで初めて 訴訟手続き全体の中に「入門」手続きを位置づけることが できると考えるからである。最初に史料全文を掲出する。

〔史料3〕関東裁許状案(香取文書、瀬野精一郎編『増訂 鎌倉幕府裁許状集 上 関東裁許状篇』(吉川 弘文館、1987年)252号、①~⑭の番号と傍線、

[ ]は引用者による、<>は割注を示す)

香取郡丁古村住人藤四郎入道法願与同所住人孫四郎真元相論後藤四郎惟吉<号法願之養父>跡田畠屋敷等事右①対決之処、②両方申詞枝葉雖多、所詮③如法願申者、為後藤□郎惟吉養子之上者、任弘長御下知之旨、可令安堵云々、④如真元陳申者、惟吉依為人口仁、令追出領内之由、丁古孫三郎賴幹請文案如此云々、⑤如法願重申者、惟吉人

(2021年1月19日受理)

\*宇部工業高等専門学校 一般科

口事、給主一旦雖被出請文、後日為妙覚房奉行、九ケ年之 間経訴訟、令安堵云々、⑥如真元重陳申者、云惟吉人口之 分、云頼幹請文之段、共以承伏也、就中⑦如法願所進本解 状者、依為理運欲預御載〔裁〕許刻、惟吉又令他界畢云々 者、⑧続調訴陳之後、雖可有御沙汰、□付惟吉人口之篇、 入門而評議罪名有無之処、⑨云人口之分、⑩云賴幹請文、 (1) 法願承諾之上者、先年奉行人頗不能問求之歟、然而妙覚 房祗候御座之間、御尋巨細日、惟吉訴訟之時具書、宿所焼 失之刻紛失云々、縦雖有具書、非御沙汰之限、其故者、⑫ 賴幹去弘安十一年十月廿日請文法願不及異論、随彼請文案 者、公人慈性房手跡也、争可無許容哉、⑬如法願所進解文 者、惟吉未安堵之色目、 恙 自称之余、敵人宗真并真元当 知行之条所見也、⑭将又訴人不带一紙之状、依何証拠、可 対揚論人哉、然者早被奇〔棄〕置法願之非訴、如元任賴幹 請文之旨、真元可令領知惟吉跡田畠屋敷之状、依仰大概下 知如件、

徳治三年六月廿九日

左衛門尉 (花押)

左衛門尉(花押)

この相論についてはすでに新田一郎氏の詳細な検討(23)があるが、ここでは経過に即して双方の主張を改めて確認し、その後で新田氏の理解とあわせて「入門」の内容を考えてみよう。

〔史料3〕は後藤惟吉跡の田畠屋敷等をめぐる相論に対して出された鎌倉幕府の裁許状である。訴人の法願は後藤惟吉の養子である上に、弘長の御下知を根拠に養父である

惟吉の跡の安堵を求めた (傍線③)。 論人の真元は後藤惟吉が「人口仁」であることから領内を追放したという給主の丁古頼幹の請文案を根拠に反論した (つまり訴人が主張する惟吉跡の安堵を認めないでほしいというもの) (傍線④)。

最初に確認したいのはこの相論の経過である。この相論は、傍線①に明らかなように「対決」から始まり、傍線③ ~⑥まで双方の主張が記されている。なお、訴人の提訴は 傍線⑦・⑬にみえる「本解状」・「解文」の記述で確認で きる。

ここで双方の主張をいま少し確認しよう。訴人は傍線⑤で、「惟吉人口」のことについては、給主の頼幹が一旦は追放したという請文を出したが、後日妙覚房を奉行として9年間訴訟を行い安堵されたと主張した。論人は傍線⑥で、(訴人は)「惟吉人口之分」といい「頼幹請文之段」といい両方ともに承伏していると反論した。

ところで幕府は、傍線®にみえるように訴陳を続け調え た後で審理すべきところであるけれど、「惟吉人口之篇」 につきて「入門」にて罪名の有無を評議したところ、傍線 ⑨の「人口之分」と傍線⑩の「頼幹請文」について訴人が 承諾している上は、先年担当した奉行人にとても問求でき ないのではないかと判断を下しながらも、幕府は惟吉を安 堵したと訴人が主張する9年間の訴訟を担当したという奉 行の妙覚房に詳細を尋ねたが、その裁判の関係文書は宿所 が焼失した際に紛失したということだった。そこで幕府は たとえ関係文書が存在しても取り上げることはない、その 理由は傍線⑫によると、頼幹の弘安十一年十月二十日の請 文に対して訴人の法願は異論に及んでおらず、当該の請文 案は公人の慈性房の筆跡であり、どうして(証拠として) 許容しないことがあろうか(9年間の訴訟の関係文書によ らずとも請文のみで証拠として十分である)というものだ った。

訴人の解文に対する幕府の判断をみると、惟吉はいまだ 安堵されていない様子で、すべて(安堵については訴人の) 自称が度を過ぎており、敵人である宗真・真元の当知行が わかる、傍線⑭によると、それとも訴人は証拠となる文書を一通も帯びておらず、何の証拠により論人に対して対等 に向き合うことができるだろうか、と幕府側が判断してい

たことがわかる。

以上を要するに、〔史料3〕は全体として裁く側が「入門」で論点とした「惟吉人口之篇」を軸に、その論点に関わるすべての争点について訴人側に反論の余地がないことを確定した内容となっていると判断できる。かくしてこの相論では訴人の法願の訴えが棄却され、もとのように頼幹請文の旨に任せて論人の真元が惟吉跡の田畠屋敷を領知するようにとの判決が出された。

# 4. 裁許状に見える「入門」の再検討(2)

「入門」手続きについては既述のように石井良助氏の研究をふまえた笠松宏至氏の指摘にかわり通説の位置をしめるのは前述した新田一郎氏の理解である。笠松氏が提示された「入門」と「入理非」との「相対立する裁判理念」という前述した理解(24)にかわる新たな見通しが新田氏により示された。新田氏の理解の要となるのが次の〔引用④〕の部分である(以下の傍線および(セ)~(ナ)は引用者による)。

#### [引用④] (25)

つまり「入門」手続とは、一方ないし双方から提示された論点のうち「切り札」となりうる「肝要」と認められる論点について、(セ)一般性をもった規範の存在を前提としてその規範の適用の可否を審理し、それによって直ちに判断を十分に根拠づけることができる場合には即座に判断を下し、しからざる場合には新たな論点を求めて「入理非」ることを決する、そうした判断と分別の手続であった。

〔史料3〕で前提となる傍線(セ)の「一般性をもった規範の存在」とは何であろうか。新田氏の著書によると「一方が「人口仁」(の養子)であること」(26)との記述がある。

小論では以下、〔史料3〕の相論から導かれる新田氏の 「入門」手続きについての理解からみていこう。関係箇所 を引用する。

#### 〔引用⑤〕 (27)

ここでの「入門」手続は、「対決」に及んだ段階で 行われている。(ソ)「対決」に先行する恐らくは三 問三答の手続を含む過程で双方から提示された論点 のうち、「惟吉人口之篇」という「切り札」たりうる 論点についてまず審理の対象としたのが、「入門」手 続であった。つまり(タ)「入門」手続における論点 決定は、必ずしも「一方的」な手続によるものではな く、双方の主張の交換の過程においてなされうるので あった。このことは一方から提示された論点に基づく 他方当事者を欠いた「入門」手続の可能性を排除する ものではない。要は「切り札」となる「肝要」の論点 を見出だすことである(中略)。そして、(チ)右の 事例において法願の反論が一切容れられなかったこ とに示されるように、「入門」手続において「肝要」 の論点が措定され、その論点についての判断が形成さ れるや、その背景にどのような事情が存したかはもは や顧慮されるまでもない。「先年奉行人」に以前の経 緯を尋ねることさえ、原則的には必要とされないので あった。

あわせて以下の理解も確認しておこう。

#### 〔引用⑥〕 (28)

「入門」手続は、(ツ)<u>提出された論点を基に事案に審理を加える最初の段階</u>で、限定された論点について「肝要」の沙汰がなされうる、特定の手続の謂であり、対して「入理非」とはそれまで問題とされていた論点から更に別の論点の提起によって、問題領域を拡張することの謂いである。

#### [引用⑦] (29)

要するに「入門」は、(テ)<u>手続の初期段階</u>に、有効な「切り札」の有無やその適用の可否について審理する手続であった。一方当事者の要求によって「入理非」の沙汰へと移行する可能性は多分にあり、また(ト)「事実者」型の裁断のように「一方の申し立てのみによって」一方的に決着せしめるものでは必ずしもなく、「切り札」をめぐる応答がなされる「双面的訴訟」でもありえた。

# [引用⑧] (引用に際して傍点は省略) (30)

④「入門」手続そのものは、(ナ)<u>提出された論点を</u> <u>審理する第一段階</u>において、沙汰に直ちに決着をつける「切り札」となりうる「肝要」の論点について審理 する手続であり、それ自体「入理非」手続の可能性と 矛盾対立するものではない。

では、〔史料3〕に関わる新田氏の理解について検討していこう。

## 〔引用⑤〕傍線(ソ)

問答は「「対決」に先行」するという理解であるが、すでに述べたようにこの相論では、訴人の訴状(本解状・解文)提出後、対決(問答)がなされ入門に移行したというのが本稿の理解である。以下、根拠を示す。

まず傍線②の「両方申詞」に注目しよう。傍線①の「対 決」の場での問答の内容がこの「両方申詞」であり、傍線 ③~⑥の記述はその内容を記したものである。具体的にみ ると、傍線③が「如法願申者」、傍線④が「如真元陳申者」、 傍線⑤が「如法願重申者」、傍線⑥が「如真元重陳申者」 というように訴人と論人の主張は「(重)申」「(重)陳」 と記されている。これに対して傍線⑦では「如法願所進本 解状者」、傍線③では「如法願所進解文者」と訴人の訴状 提出を明記する記載となっている。傍線③~⑥の記述は、 文書を提出したことがわかる傍線⑦・⑬の記述とは明らか に異なる。ここから傍線③~⑥は文書の提出によるのでは なく口頭での問答を記述したものと判断できる。また、傍 線⑦の本解状や傍線⑬の解文というように訴人の訴えのみ が文書名で記述されるのに対して、論人の陳状提出を確認 できる記述はない。傍線®で「続調訴陳之後、雖可有御沙 汰」とあるのは、いわゆる三問三答を採用せず入門に移行 したことを意識したものではなかろうか。以上の点を根拠 に訴状受理の後、幕府では対決(問答)を行い、「入門」 による評議へ移行したと本稿では理解した(31)。

「対決」の前後のどちらで問答がなされようと大きな問題ではないように思われるかもしれないが、訴訟手続きを考える上で、訴陳状の交換がなされたのかどうか、あるいはどの段階で訴陳状の交換がなされたのかは、時の政権のあり方や訴訟手続きを考えていく上で重要な論点だと考えるのである。

# [引用⑤] 傍線(タ)・[引用⑦] 傍線(ト)

「入門」による審理への移行には、一方の主張のみをうけて行う場合の可能性もあった(傍線(タ))ということであるが、〔史料3〕では訴人と論人の主張をふまえてい

るので、この記述は「可能性」の指摘にとどまり、別途検 討を要する。傍線(ト)では「一方的に帰着せしめるもの では必ずしもなく」とあり、ここからは一方の申し立てに よる場合もあるが、双方の主張をふまえる場合もあると読 み取れる。この点、改めて検討しよう。

#### [引用⑤] 傍線(チ)

ここでは以下に少し補足を行う。〔史料3〕の記述のみでは「対決」から「入門」による「評議」への移行の過程で訴人・論人と幕府の担当者がどのように対応したのかがよくわからない。そこで傍線⑤をみると、「惟吉人口事、給主一旦雖被出請文」と記され、訴人の法願は惟吉人口の事について賴幹の請文が一旦は出されたことを認めたことになっており、法願によるとその後、妙覚房を奉行とする9年間の訴訟で惟吉は安堵されたと主張している。この点について論人は傍線⑥において、訴人が「云惟吉人口之分、云賴幹請文之段、共以承伏」と、惟吉が人口の仁であることとそれを記した賴幹請文の段の二点について共に訴人が承伏していると反論したという記述になっている。

ここまでをみると、訴人と論人は論点を共有しているように裁許状に記されていることがわかる。ここから「入門」 手続きとは少なくとも裁く側からみて対立する訴人と論人 が共有している論点があることをふまえてなされたと考え ることができる。

ところで幕府は「人口之分」と「頼幹請文」について訴人法願が承諾の上は、先年の担当奉行人に「問求」することはとてもできないのではないかと記しつつ、担当奉行だった妙覚房が(審理の?)「御座」に祗候するということから結局、訴人が主張する9年間の訴訟で惟吉が安堵された件の実否を当時の担当奉行に尋ねている。ところが関係文書は宿所焼失の時に紛失したとのことだったが、幕府は関係文書の有無ではなく、訴人が頼幹請文の内容、つまり惟吉が人口の仁ということで領内を追放されたことに反論していないこと(つまり認めたこと)を重視する判断を下した記述となっている。

すでに前章で整理したように、訴人の本解状 (傍線⑦) によると、惟吉は他界したとのことで惟吉本人への事情聴 取は不可能であり、担当奉行が所持していたであろう訴訟 の関係文書は宿所焼失により紛失とのことで 9 年間の訴訟 の証拠確認もできない状況にあった。また、訴人提出の本解状について幕府は、訴人には不利な、論人には有利な判断を下し、さらに訴人に対して証拠文書の提出が皆無であると訴人が不利となる厳しい判断を記述している。

以上のような裁許状の記述を見ると、確かに訴人「法願 の反論が一切容れられなかった」(〔引用⑤〕傍線(チ)) のは事実である。また、「「先年奉行人」に以前の経緯を 尋ねることさえ、原則的には必要とされないのであった」 (〔引用⑤〕傍線(チ))という側面も無視できない。し かし、「その背景にどのような事情が存したかはもはや顧 慮されるまでもない」(〔引用⑤〕傍線(チ))という形 で幕府の対応を整理するのはいささか性急すぎるのではな かろうか。結果としてみれば訴人の「事情」が「顧慮」さ れることはなかったことも新田氏の指摘の通りであるが、 ここで大きく注目しておきたいのは、裁く側が訴人の「事 情」を「顧慮」しない地点に至るまでにはそれなりの審理 を経ているという点である。既述のような幕府の対応をみ ると、むしろ「人口之分」とそれを裏付ける「頼幹請文」 に関わる訴人の「事情」については可能な限り「顧慮」し、 そこでは訴人による反論の可能性を逐一否定しているよう にみえるのである。幕府がすでに述べたような裁許状の記 述を行ったのは、幕府が発見した論点に対して訴人が反論 できないことを確定するためだったのではあるまいか。

幕府としては訴論人で共有できていると少なくとも判断した論点 (傍線の⑧及び⑥・⑨・⑩参照) を基点にして幕府の判断を構成しようとしていたと理解できる。逆に言えば、幕府からみて訴論人で論点を共有できない、あるいはその論点に関連する争点 (「人口之篇」以外) の部分で反論の余地があると判断されていたとしたら、新田氏の指摘のように「入門」による審理は放棄され、「入理非」るという手続きに移行していたと理解できる。

[引用⑥] 傍線(ツ)・[引用⑦] 傍線(テ)・[引用⑧] 傍線(ナ)

「入門」手続きがどのようになされているのかという点については、傍線(ツ)の「最初の段階」、傍線(テ)の「初期段階」、傍線(ナ)の「第一段階」とあり、「入理非」に移行する前の段階という意味での訴訟の初期の段階で採用されたという理解であることがわかる。

# 小括

第3章と第4章の検討結果を必要な範囲で整理する。

- 4) 〔史料3〕の相論は、訴人の提訴(〔史料3〕の傍線 ⑦・③から訴人は本解状・解文を提出、論人の陳状の記 述はない)から対決(〔史料3〕の傍線④のように論人 は請文案を提出)に移行していること。
- 5) 「入門」手続きにより罪名の有無を「評議」することになったのは、〔史料3〕による限り一方の申し立てによるのではなく、対決時の訴人と論人双方の主張をふまえた幕府の判断であったように〔史料3〕からは読みとれること。
- 6) 〔史料3〕は全体として裁く側が「入門」で論点とした「惟吉人口之篇」を軸に、その論点に関わるすべての 争点について訴人側に反論の余地がないことを確定した 内容となっていること。
- 7) 結論として「入門」手続きとは、相論の初期の段階での手続きという点については新田氏の指摘の通りであるが、対立する訴論人による対決(問答)を通して裁く側で発見した双方が共有する(あるいは共有できる)論点、〔史料3〕では「惟吉人口之篇」を論点として迅速な審理を目指すものであったこと(32)。
- 8) 一方の主張のみにより「入門」手続きに移行する場合 があったのかどうかについては改めて検討の必要がある こと。

#### 注

(22)、この史料について編者の瀬野精一郎氏は「この裁許 状は佐藤進一氏が『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(三八~ 四二頁)で論及された雑人奉行による裁許状と思われ る」(『増訂鎌倉幕府裁許状集 上 関東裁許状篇』吉 川弘文館、1987年、423頁注(199))との理解を示さ れた。その後、新田一郎氏はこの史料が署判、書き止 め文言の点からみて鎌倉幕府の裁許状としては異例な 形式であることを記した上で「但し、これを果たして 「雑人奉行による」ものとしてよいかには若干の疑念 もあるが、さしあたりは瀬野氏の解釈に従う」という (前掲注(3)著書44頁注(32))。本稿も瀬野氏の理解に従う。

なお、長又高夫氏はこの史料につき「当該提訴は、 訴権を有していないものによってなされている」(前 掲注(7)論文70頁)、「訴訟当事者の一方が、当事者 適格を欠くという事実が「入門」と表現されている」 (前掲注(7)論文71頁)という。しかし、訴権を有 さないという根拠の説明、あるいは当事者適格を欠く という根拠の説明が十分になされていないのではな かろうか。

ここで[史料3]の傍線®と傍線®の間にある「恙」 について付言する。瀬野氏の編著では「恙」とし、長 又氏も同じであるが、新田氏は「悉」とされた。現在、 写真等で確認できないため、本文のように示した。

- (23)、新田前掲注(3)著書32頁以下。
- (24)、前掲注(10)参照。付言すれば、この笠松氏の理解 をうけて「一方的裁許」(一方当事者の主張のみに基 づく裁許)を「入門」裁判の事例と指摘されたのが古 澤直人氏である。古澤『鎌倉幕府と中世国家』(校倉 書房、1991年)第一部Ⅱ「鎌倉幕府法の展開」98、143 頁(31頁の説明によると、この箇所は未発表ながらそ の成立は1988年12月から翌年5月までの間とのこと) を参照。他の言及をみると、家永遵嗣氏は足利義詮に よる「「特別訴訟手続」の基調が「入門」であり、そ こでは「理非糺明」に入ることなく権力者自身の判断 によって直ちに訴人の権利を保護」(同「足利義詮に おける将軍親裁の基盤」『室町幕府将軍権力の構造』 1995年、8頁) するもの、つまり「入門」とは訴人と 論人の対決や訴陳状の交換を前提としない審理とい う理解が示されている。新田前掲注(3)著書の刊行 以降でみると、佐藤雄基氏は「裁許の変容」という節 の中で「鎌倉後期の訴訟手続きにみえる「入門」は、 理非裁判の対極にある観念の世界での正邪の判断と 考えられていた。

だが、史料上の「入門」は必要要件を満たしている かどうかを訴状受理の段階で判断するものであった。 訴状を受理した上で、論人の主張を聞く必要がある場 合には「理非に入る」裁判に移行しており、むしろ柔 軟で迅速な対応がなされていた」(同「中世の法と裁判」『岩波講座日本歴史 第7巻中世2』岩波書店、2014年、171頁)という。佐藤氏によると「入門」の審理で訴状を受理した後、「論人の主張を聞く必要がある場合には「理非に入る」裁判に移行する」という。

この説明に従えば、訴状受理の後、論人の主張を聞く必要がない場合が想定されているようにも読めるが、実際にはどうであったか、この点の検討が小論の課題となる。

- (25)、新田前掲注(3) 著書 35 頁。
- (26)、注(25)に同じ。あわせて十三世紀後半以降「幕府の法なり「下知」なりが、客観的に参照可能な「規範」を示すものとして、従って幕府「裁判」において利用可能な「切り札」として成立したことを意味する。(中略)「入門」手続は、こうした状況を背景として、「裁判」に有効な結論を下す「切り札」の成立によって、運用可能となったものと考えられる」(前提注(3)著書60頁)という。
- (27)、新田前掲注(3)著書33~4頁。
- (28)、新田前掲注(3) 著書 40~1 頁。
- (29)、新田前掲注(3) 著書32頁。
- (30)、新田前掲注(3) 著書63頁。
- (31)、この〔史料3〕に検討を加えた長又高夫氏は前掲注

- (7) 論文 56 頁において「訴論人の間で二問二答が為され、本来であれば、更に訴陳状を提出させて両者対決という手順を踏むべきであった」という。ここでも、問答の後での対決という手続きが想定されていることがわかる。
- (32)、長又氏は前掲注(7)論文69頁において「論点を限定して審理することを「入門」を審理すると称していた」という。確かに論点の限定は大切な指摘であるが、本稿の検討でも明らかなようにここでは対立する訴人と論人の双方が共有する論点(あるいは裁く側で発見した共有できる(と思われる)論点)につき、訴訟の初期の段階で迅速な審理を目指す訴訟手続きという点に大きく注目している。

なお、「人口」については、新田前掲注(3) 著書 45 頁注(33)を参照。

#### 【付記】

本稿は平成 31 年度 (2019 年度) 科学研究費補助金基盤研究 (C) (一般) 「日本中世の裁判手続における事実認定と手続的判断に関する法制史的研究」(研究代表者 同志社大学法学部教授西村安博)の研究分担による成果の一部である。